

令和 5 年度第 1 5 回庁議提案 審議・報告・その他
 提 出 日：令和 5 年 1 月 7 日
 担当部・課：復興企画部地域振興課〔内線 4 2 4 7〕

① 件 名	石巻市過疎地域持続的発展計画の変更について															
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 令和 3 年 4 月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和 1 2 年度末までの時限立法）が施行されたため、同法に基づき、過疎地域とみなされる河北、雄勝、北上及び牡鹿の 4 地区を対象に、令和 3 年度から令和 7 年度までを計画期間として、令和 3 年 1 2 月に石巻市過疎地域持続的発展計画を策定した。その後、令和 4 年 4 月 1 日に総務省が令和 2 年国勢調査の結果により過疎地域に異動がある市町村を公示し、桃生地区が過疎地域とみなされる区域として追加指定されたことに伴い、令和 4 年 9 月に計画変更を行った。過疎地域の持続的な発展を推進するために、今後も計画の定期的な見直しを実施する必要がある。</p> <p>【目的】 掲載事業の追加等を行うために石巻市過疎地域持続的発展計画を変更するもの。</p>															
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 基本計画 第 5 編 地区別将来展望</p>															
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">令和 3 年</td> <td style="width: 10%;">4 月</td> <td>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 2 月</td> <td>石巻市過疎地域持続的発展計画策定</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年</td> <td>9 月</td> <td>計画変更</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年</td> <td>5 ～ 9 月</td> <td>庁内各課へ変更の有無を照会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 0 月</td> <td>宮城県へ協議 宮城県同意</td> </tr> </table>	令和 3 年	4 月	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行		1 2 月	石巻市過疎地域持続的発展計画策定	令和 4 年	9 月	計画変更	令和 5 年	5 ～ 9 月	庁内各課へ変更の有無を照会		1 0 月	宮城県へ協議 宮城県同意
令和 3 年	4 月	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行														
	1 2 月	石巻市過疎地域持続的発展計画策定														
令和 4 年	9 月	計画変更														
令和 5 年	5 ～ 9 月	庁内各課へ変更の有無を照会														
	1 0 月	宮城県へ協議 宮城県同意														
⑤ 主な内容	<p>石巻市過疎地域持続的発展計画を変更する。</p> <p>【主な変更箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掲載事業の追加及び事業内容の一部変更 ・統計データの更新 ・その他文言等の整理 															
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	<p>【影響・効果】 新たに掲載する事業について、過疎地域の持続的発展に係る事業を総合的かつ計画的に推進することが可能になるとともに、過疎対策事業債（充当率 1 0 0 %、交付税 7 0 % 算入）の活用が可能となる。</p> <p>※ 合併後の過疎対策事業債活用額（令和 4 年度まで）：5, 7 9 0, 4 0 0 千円</p>															

⑦ 他自治体の政策との比較検討
県内の過疎市町（6市10町）の内、令和5年度中に登米市、栗原市、丸森町、山元町及び加美町で計画の一部変更を行った。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和5年12月 市議会第4回定例会に計画の変更について提案 令和6年 1月 国及び県へ計画書を送付
⑨ その他